

1 事業名

訴えの提起

2 事業の概要

令和5年8月28日に発生した街路樹の枝落下による物損事故における本市を被告とする損害賠償請求事件について、第1審原告が判決を不服とし、控訴を提起したことから、控訴審における審判の範囲を拡張して本市の主張を尽くすことにより、原判決中本市敗訴部分の取消しを求めるため、附帯控訴を提起するものである。

3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても、相手方が控訴を提起したことに対し、状況に応じて附帯控訴を提起している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方自治法、民事訴訟法、国家賠償法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

なし